

(別紙様式1)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

[illegible]

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和8年4月該当無し										
令和8年度 埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-1のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	25,003,000	25,003,000	100.0%		
令和8年度 東京湾流動・水質予測システムの開発に関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-2のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	31,218,000	31,218,000	100.0%		
令和8年度 東京国際空港における空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-3のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	29,997,000	29,997,000	100.0%		
令和8年度 東京国際空港における不均質地盤の地盤改良効果の評価手法に関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-4のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	43,010,000	43,010,000	100.0%		
令和8年度 設計外力に対するモニタリングに関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-5のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	15,444,000	15,444,000	100.0%		
令和8年度 地震災害の初動対応の迅速化・適正化に関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-6のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	49,489,000	49,489,000	100.0%		
令和8年度 港湾DXに向けた生産技術向上に関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-7のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	25,025,000	25,025,000	100.0%		
令和8年度 低炭素型材料の利用促進に関する研究委託 令和8年5月1日～令和8年3月26日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.5.1	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	5012405001732	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-8のとおり (参加者の有無を確認する公募手続)	40,128,000	40,128,000	100.0%		
令和8年6月該当無し										
令和8年度 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務 令和8年7月15日～令和9年3月12日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.7.15	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル)	38,159,000	38,060,000	99.7%		
令和8年度 千葉港千葉中央地区岸壁(-14m)(耐震)(H岸壁部)基本設計 令和8年8月5日～令和9年3月19日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.8.5	株式会社ニュージェック 関東支店 東京都江東区亀戸一丁目5番7号	2120001086883	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	43,285,000	43,230,000	99.8%		
令和8年度 鹿島港南防波堤堤頭部基本設計 令和8年9月3日～令和9年3月15日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.9.3	株式会社エコー 東京都台東区北上野2-6-4	2010501016723	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-11のとおり (簡易公募型プロポーザル)	36,982,000	36,960,000	99.9%		
令和8年度 東京湾における海洋環境情報の利活用促進にかかる検討調査 令和8年9月10日～令和9年2月19日 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 横浜港湾空港技術調査事務所長 横浜港湾空港技術調査事務所 神奈川県横浜市神奈川区橋本町2-1-4	R8.9.10	一般財団法人海域環境研究機構 東京都港区虎ノ門3-18-21	6010405014407	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-12のとおり (簡易公募型プロポーザル)	14,465,000	14,465,000	100.0%		

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、港湾における埋立地盤の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、埋立地盤の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、地盤改良工事における CO₂固定化および低炭素型セメント利用に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 港湾域における固化処理土の強度発現及び長期耐久性等の性能評価に関する研究実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する地盤改良工事、固化処理土の強度特性や長期劣化特性や長期・超長期の圧密挙動の高度なモデル化に関する研究の知見を得ている。また、上記に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 東京湾流動・水質予測システムの開発に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務では、数値シミュレーションモデルで流動や水質の再現を実施することで、港湾施設を環境に配慮しながら効果的・効率的に整備するために必要となる港湾施設の計画から設計、施工、運営、維持管理に至るライフサイクル全般の課題の解決を目指すものである。

具体的には、流動・水質を常時再現し、さらに予測することが可能な数値シミュレーションシステムである「東京湾流動・水質予測システム」を開発するものである。

本業務実施に際しては、港湾整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 流動生態系シミュレーションシステムの開発とそのモデルを活用した海域環境システムに関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する流動生態系シミュレーションシステムによる解析プログラムの高度化に関する高度な知見と、そのモデルを活用した海域環境予測システムの構築に関する高度な知見を得ている。また、上記①に示す高い技術力を有しており、これらの研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 東京国際空港における空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、東京国際空港における空港土木施設の設計から維持管理までのライフサイクル全般にわたる課題の解決を目指すものである。

具体的には、空港土木施設の設計・施工・維持管理等の高度化を図るため、既設護岸の地震時変位が空港基本施設に与える影響に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港土木施設の整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 空港施設の耐震設計、性能照査法である地震応答解析、模型振動実験に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する地震時の地盤や構造物の挙動に関する研究、地盤・構造物の設計法の高度化に関する研究の知見を得ている。また、上記①に示す高い技術力を有しており、これらの研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 東京国際空港における不均質地盤の地盤改良効果の評価方法に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、東京国際空港特有の地盤条件における品質管理向上に向けた評価手法の提案を目指すものである。
具体的には、地盤改良効果の評価するための地盤調査手法の提案に向けて、電気化学現象を用いた地盤改良補助工法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、土中で生じる電気化学現象と空港整備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 地盤等に対する電気化学現象を用いた土木技術への適用性に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する土中で生じる電気化学現象・地盤の電気浸透圧密問題、地盤改良及び地盤調査手法、空港整備に関して専門性や高度な知見を得ている。また、上記①に示す高い技術力と研究成果を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 設計外力に対するモニタリングに関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、地震発生時に生じる設計外力を監視し、災害発生時に早期の施設復旧検討を行うことを目的とし、また、モニタリング情報から空港施設の防災・減災へ役立てるための手法の確立を目指すものである。

具体的には、強震観測記録に基づく耐震設計の高度化に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、空港土木施設の設備に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 強震観測記録データの解析により、軟弱地盤における地震動特性に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する地震時の地盤や構造物の挙動に関する高度な知見を得ている。また、上記①に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 地震災害の初動対応の迅速化・適正化に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、防災対策を推進するため、地震災害後に被害の影響の軽減を目指した迅速な初動対応を行うための支援対策の確立を目指すものである。

具体的には、発災直後に海上ルートによる支援活動を迅速に実施できるよう、被災を受けた施設の被害状況を適正に把握するため、係留施設の利用可否判断手法に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、港湾地域における強震動や液状化予測判定において基準となるデータ・知見を有し、港湾施設の耐震設計に関する専門性、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 地震後の港湾構造物の動的挙動・耐震改良、利用可否判断に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する震災時の岸壁等の実現象の定量的な把握・数値解析手法・RTK-GNSS 測量による地震時係留施設変形量測定のための高度な知見と研究実績を有し、また、上記①に示す高い技術力を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 港湾DXに向けた生産技術向上に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、水中作業における作業効率・安全性の改善、潜水士の負担軽減に資する、水中機械化施工のDX手法の確立に向けた生産性向上の推進を目指すものである。

具体的には、水中バックホウ用ICT技術および現場適応技術に関する検討を行うものである。

本業務実施に際しては、水中作業機械や水中ロボット関連技術、水中施工に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 水中作業機械や水中ロボット関連技術、水中施工関連の計測技術や新工法に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成13年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連する水中作業機械や水中ロボット関連技術・水中施工に必要なセンサーやソナー等の各種機材に関する高い知見を有しているとともに、港湾構造物の速やかな計測技術と計測精度の検証などの研究開発実績を有している。これらの技術・各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究開発を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

横浜技調随 意 契 約 理 由 書

件名 令和8年度 低炭素型材料の利用促進に関する研究委託

本業務は、下記の理由により、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約する。

記

本業務は、港湾工事等に起因する CO₂排出量削減を目的とする低炭素型材料の利用促進に向け、活用にあたっての技術的課題の解決を目指すものである。

具体的には、既存の鉄鋼スラグ水和固化体を CO₂吸収型へ展開するために、CO₂吸収型鉄鋼スラグ水和固化体の開発と実装に向けた検討を行うものである。

本業務実施に際しては、スラグ・鉄鋼スラグ水和固化体材料特性、材料の CO₂吸収量の評価法などに精通し、さらに理学的・工学的な研究遂行能力及び研究実績を有している必要があり、以下に示す高い技術力を有している必要がある。

【必要となる技術力】

- ① 港湾構造物における鉄鋼スラグ水和固化体の適用性及び港湾工事における CO₂排出量削減に関する研究の実績を有していること。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所（以下、「研究所」という。）は、港湾、空港及び海岸の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾、空港及び海岸の整備等に資するとともに、これらに関する技術の向上を図る事を目的として平成 13 年に設立された機関である。

研究所は本業務に関連するスラグ・鉄鋼スラグ水和固化体の材料特性、材料の CO₂吸収量の評価法に関して高度な知見を有し、港湾局等が策定した各種のガイドライン・マニュアル策定にも携わっている。また、上記に示す高い技術力と研究成果を有しており、これらの各研究を活用した総合的かつ水準の高い研究を実施可能な研究機関は研究所において他にはない。

このため、上記要件を満たすと認められるものがない場合に特定公益法人等と随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を求める公示」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該委託契約を遂行することができる唯一の機関として選定した国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

令和 8 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和 8 年度 港湾・空港施設の設計等に関する技術支援業務

本件は、下記理由により「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約致したい。

記

本業務は、管内の港湾・空港施設の設計等に関する様々な技術的課題に対し、各課題に精通した有識者へのヒアリング等を実施し、対応方法の提案等の技術的支援を行うものである。

本業務の実施にあたっては、当局が提示する設計等に関する検討案件について、ヒアリングを通じ、得られた有識者の意見を踏まえながら、課題の抽出整理や技術的検証・検討を速やかに行うための技術力を有し、港湾・空港施設の調査・設計・施工に精通している事が必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「一般財団法人 沿岸技術研究センター」を特定した。

したがって、「一般財団法人 沿岸技術研究センター」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、「一般財団法人 沿岸技術研究センター」と随意契約するものである。

令和 8 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和 8 年度 千葉港千葉中央地区岸壁(-14m)(耐震)(H 岸壁部)基本設計

本件は、下記理由により「株式会社ニュージェック」と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港千葉中央地区における岸壁(-14m)(耐震)(H 岸壁部)の基本設計を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾施設の整備や岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、既設岸壁の増深及び耐震改良設計に関する高度な知見と豊かな経験を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「株式会社ニュージェック」を特定した。

したがって、「株式会社ニュージェック」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、「株式会社ニュージェック」と随意契約するものである。

令和 8 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名) 令和 8 年度 鹿島港外港地区南防波堤堤頭部基本設計

本件は、下記理由により 「株式会社エコー」と随意契約致したい。

記

本業務は、鹿島港外港地区南防波堤堤頭部の基本設計を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、防波堤設計に関する知見を有するとともに、施工検討に関する高度な知見と豊かな経験を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「株式会社エコー」を特定した。

したがって、「株式会社エコー」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、「株式会社エコー」と随意契約するものである。

令和 8 年度

横浜港湾空港技術調査事務所

随意契約理由書

件名)

令和 8 年度 東京湾における海洋環境情報の利活用促進にかかる検討調査

本件は、下記理由により「一般財団法人 海域環境研究機構」と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾における海洋環境情報の利活用促進を進めるために新たな方策等について検討するものである。

本業務の遂行にあたっては、東京湾の海洋環境情報に関する提供情報や WEB 配信、情報の利用やニーズに関する知見を有するとともに、東京湾における海洋環境情報に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

このため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により、技術提案を求め、優れた技術提案を行った「一般財団法人 海域環境研究機構」を特定した。

したがって、「一般財団法人 海域環境研究機構」が本業務を最も円滑かつ適切に実施できるものと判断できる。

以上の理由から会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、「一般財団法人 海域環境研究機構」と随意契約するものである。

(別紙様式3)

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]

(別紙様式4)

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[illegible]